

# 日本経済大学 経友会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は日本経済大学福岡キャンパス経友会と称し、本部を本学内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、建学の精神に則り会員相互の親睦融和のもとに学園の充実、学生生活・学問文化の向上・発展に努力することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学術・文化および体育の振興に関する事業
- 2 福利厚生に関する事業
- 3 その他目的達成に必要な事業

## 第3章 構成と会員の権利義務

第4条 本会は次の会員をもって構成する。

- 1 正会員
- 2 特別会員

正会員は本学福岡キャンパスの学生とし、特別会員は原則、本学福岡キャンパスの専任教員とする。

第5条 本会の会員は次の権利を有する。

- 1 本会の活動によって生ずる利益を享けること
- 2 学生大会に出席し、その議決に参加すること(正会員のみ)
- 3 本会のあらゆる活動に参加し、意見を述べること(正会員のみ)
- 4 特別会員は本会の部活動に参加し、意見を述べる権利を有する

第6条 会員は次の義務を負う。

- 1 正会員は経友会費を定期に納入すること
- 2 本会の規定に従うこと

## 第4章 組織

第7条 本会に会長を置く。会長は学長がこれにあたる。

会長は本会を代表し、最高議決権を有する。

第8条 本会に副会長を置く。

副会長は特別会員のうちから会長が選任する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

第9条 本会に次の機関を置く。

- 1 学生大会
- 2 総務委員会

## 第5章 学生大会

第10条 学生大会は、正会員をもって構成する。

第11条 次の場合、会長、副会長、総務委員長がこれを招集する。

- 1 定期大会
- 2 正会員の4分の1以上が連署をもって要求したとき
- 3 会長、副会長、総務委員長が必要と認めたとき

第12条 開催目的、期日及び場所は、適当な方法により会員に知らせなければならない。

第13条 学生大会は正会員の3分の1以上の出席により成立する。学生大会が成立しない場合、学生集会として開催することができる。この場合には、正会員の6分の1以上の出席がなければならない。

第14条 議長及び副議長は会員の中から選出する。但し、総務委員長・副委員長を除く。

第15条 学生大会の議決は出席数の過半数で成立し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第16条 学生大会は次の事項を議決する。

- 1 活動計画及び予算に関する事項
- 2 会則の改正及び諸規定の制定・改廃
- 3 その他必要と認めた事項

第17条 学生大会及び学生集会が開催されない場合、会長、副会長、総務委員長は臨時的に代表者会議において招集できる。代表者会議は経友会に所属する団体の代表者3分の1以上の出席により成立する。

第18条 代表者会議の議決は出席数の過半数で成立し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第19条 代表者会議への出席は、各部及び同好会の義務とする。

## 第6章 総務委員会

第20条 総務委員会は本会の会務を執行し、各部活動生を統率する機関である。

第21条 総務委員会に正・副委員長、財務部長、体育局長、学術文化局長を各1名置く。総務委員長は総務委員会を統轄し且つこれを代表する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

第22条 総務委員会は次の職務にあたる。

- 1 学生大会において議決した事項の処理執行
- 2 その他本会の運営に必要な業務の企画執行

第23条 総務委員長は委員会を毎週1回招集する。但し必要と認めたときは随時これを招集することができる。

## 第7章 連絡協議会

第24条 連絡協議会は、大学当局と経友会との連絡を緊密にし、相互間の理解と融和を深め一体となって学生生活の向上と大学の発展に寄与することを目的とする。

第25条 副会長、総務委員会、本学事務職員をもって構成する。

## 第8章 会計

第26条 本会の経費は正会員の納入する経友会費及びその他の収入で支弁する。

第27条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月末日迄とする。

第28条 本会の会計は、総務委員会の財務がこれを処理する。

第29条 財務は本学事務職員に委嘱して本会会計事務にあたらせる。

会計事務は帳簿を作成し、毎会計年度末に決算を行い、監査を受けるものとする。

第30条 監査は、総務委員会が選出した学生2名、大学事務職員2名、副会長、大学事務長がこれにあたる。

第31条 会計年度末に余剰を生じた時は、次年度にこれを繰り入れる。

第32条 予算は総務委員会において予算案を作成し、会長及び副会長の承認を受けるものとする。

第33条 各部活動は配分された予算を「経友会 財務基本方針」に基づき執行することができる。

## 第9章 部活動及び同好会

第34条 本会各部活動及び同好会に部長を置く。

部長は各部活動及び同好会に助言し、これを指導しなければならない。

第35条 同好会設立の手順を次のとおり定める。

- 1 複数名の会員(正会員)を必要とし、部長(専任教員)を擁すること
- 2 「クラブ団体設立申請書」を学生課に提出し総務委員会の議を経て、会長の承認を受けること

第36条 同好会の義務及び権利を次のとおり定める。

- 1 各種の事務・処理については部活動と同等の義務を負う
- 2 代表者会議の議決に従わなければならない
- 3 同好会の代表者は代表者会議に出席することができる。但し、会議において提案権・審議権は有するが、議決権は有しない
- 4 同好会に対する予算の配分は基本的に行わない  
但し、特に必要と認められた場合はこの限りでない

第37条 同好会の部昇格基準を次のとおり定める。

- 1 原則10名以上の会員をもって自主的・継続的活動を行い得る組織であると認められるもの

- 2 同好会として少なくとも1年間その活動を継続したもの
- 3 部昇格の議決は総務委員会の議を経て、会長の承認を必要とする
- 4 但し会長が認めた場合はこの限りでない

第38条 部活動及び同好会の義務を次のとおり定める。

- 1 活動届及び活動結果報告書の提出
- 2 決算報告書の提出

#### 附 則

この会則は昭和44年4月1日より施行する。

この会則は昭和49年7月1日より改正施行する。

この会則は平成19年4月1日より改正施行する。

この会則は平成22年4月1日より改正施行する。

この会則は平成24年4月1日より改正施行する。

この会則は平成28年4月1日より改正施行する。

この会則は令和8年4月1日より改正施行する。